

瑞浪市パブリックコメント手続要綱の考え方 (第2版)

瑞浪市総務部企画政策課企画政策係

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等の形成過程における市民の市政への参画を促進するとともに、行政としての説明責任を果たすことで市政運営の公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による行政運営の推進に資することを目的とする。

【考え方】

- ・ この制度は、市が基本的な政策等について意思決定を行う前に、その案を公表し、市民のみなさんから広く意見を求めることにより、市政への関心、問題意識を持っていただき、市政への参画を促進し、市民のみなさんと協働で進めるまちづくりの効果的な推進を図ることを目的としています。
- ・ また、政策等の概要や市の考え方を分かりやすく公表することで、行政の説明責任を果たし、行政の意思形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。
- ・ 今までに各課等の判断で市民に広く意見を求めた例がありますが、この要綱の制定により、各課等の判断ではなく、該当する場合は必ず市民のみなさんが意見提出できる機会を確保することを、市共通の統ルールとして制度化するものです。
- ・ 国では同様の制度を「意見公募手続」と表現していますが、「パブリックコメント」という表記の使用が普及していること、また今後瑞浪市においても定着することを期待して「パブリックコメント手続」と表現します。
- ・ この制度は、実施機関内部の手続等が主体であることから、当面、内部規範としての「要綱」で運用することとします。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリックコメント手続** 市の基本的な政策等の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) **実施機関** 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。
- (3) **市民等** 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方】

(第1号関係)

- ・ この制度は、住民投票とは異なり、案の賛否を問うものではありません。
- ・ 市民のみなさんからの意見を吸い上げて市政に反映させることは、市議会の役割でもありま

すが、その前段階として、市が素案をまとめる際に広く市民のみなさんの意見を聞き、議会審議の参考となるような質の高い計画案、条例案等を作成すること、またその過程を透明にするための制度であると考えられます。

- ・ 重要な政策については、これまでも附属機関等で議論してきた経緯がありますが、この制度により、情報収集源の拡大や多様性が図られ幅広い意見がいただけることが期待できます。

(第2号関係)

- ・ 実施機関の範囲は、議決機関である議会を除いた執行機関を対象にします。よって、議員提案の条例案等は対象外となります。また、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会
は審査機関であり、性格上政策等を作成するとは考えられないため除外しました。
- ・ この条文規定をはじめ、この要綱に規定する「実施機関」の事務は、その政策等の担当課等で行います。

(第3号関係)

- ・ 意見を求める対象を限定しない考え方もありますが、本市においては、本来的に説明責任を果たすものは住所を有している市民のみなさんであり、納税者であるため、積極的な市民参加を求める範囲は第3号に規定する者に限定します。
- ・ 利害関係を有する者とは、市税の納税義務を有する個人及び法人、市内に事業所等はないが市内を拠点に事業活動やボランティア活動を行っているもの、市内学校に通学している保護者などを想定しています。

<p>(対象)</p> <p>第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定及び改定</p> <p>(2) 市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則又は要綱の策定、改定、制定又は改廃</p>

【考え方】

(第1項関係)

- ・ 対象事案は、基本的に市民生活や事業活動に直接的かつ大きな影響を与えるもので、全市民、市内全域を対象とするものとします。具体的な案件について、この要綱による手続きを採るか否かは、各課等がこの要綱の趣旨に基づいて判断します。また、各担当はその判断についての説明責任を負います。
- (1) 「**市の基本的な政策に関する計画**」とは、瑞浪市総合計画、行政改革大綱、地域防災計画、母子保健計画、健康づくり計画、地域福祉計画、障害者福祉計画、介護保険計画、都市計画マスタープラン、景観計画、農業振興地域整備計画、地域情報化計画、男女共同参画プランなどが考えられます。
- (2) 「**市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定める内容とする条例**」とは、瑞浪市情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例など市政を推進する上での共通の制度となる条例を指

します。

- (3) 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、瑞浪市都市景観条例、屋外広告物条例などが考えられます。
- (4) 「その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則又は、要綱」とは、幼保一元化の基本方針、市民憲章、〇〇施設建設計画（ここでは、用途がある程度地域限定される公共施設建設計画などはこの制度になじまないため除きます。）などが考えられます。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
- (3) 国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ないもの
- (4) 法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの
- (5) 附属機関等がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

【考え方】

（第2項関係）

- ・ この要綱の適用を受け、パブリックコメント手続の対象となる政策等のうち、適用除外となる政策等を定めたものです。
- (1) 「迅速又は緊急を要するもの」とはこの手続に要する期間を費やすと政策等の効果が失われる可能性があって手続をとる時間がないときや、災害時など緊急を要するときに該当します。また、「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的事項の改正などではなく、法令の改正などに伴う条項ずれなど機械的に改正するものが該当します。
- (2) 「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条の規定により直接請求の対象外とされており（※注1）、パブリックコメント手続を実施した場合、賛否意見のみが相当多数となることが予想され、建設的意見を求めるこの制度の趣旨とは異なるため除外します。
- (3) 「国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ないもの」とは、たとえば法令等の規定により定められる条例、条例などにその内容が詳細に規定されている規則など、国や県などの上位計画などの影響を受ける計画など、施行の細目を求められているだけのものなどについては対象外とします。
- (4) 「法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの」とは、都市計画法に基づく公聴会、次世代育成支援推進法（※注2）などの規定により意見聴取が義務付けられている場合をいいます。
- (5) 「附属機関等がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの」とは、広範な市民アンケート、公聴会、ワークショップ、公共事業の「パブリックインボルブメント（※注3）」などを想定しています。附属機関等が独自に市民に意見を求める場合は、効率性、費用対効果の面からこの制度の実施は行わないものと

し、附属機関等の手続を本要綱の手続とみなすこととします。

(6)「**地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの**」とは、条例の制定について直接請求があった場合は、市長は同法第74条第3項の規定により、意見を付して議会に付議することになりますが、修正することができないため除外します。

(※注1)

地方自治法第74条第1項

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」

(※注2)

次世代育成支援対策推進法第8条第3項

「市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

(※注3)

パブリックインボルブメント=パブリックコメントが意見を求めるのに対して、道路建設や河川改修計画に際して、住民や市民に計画策定への参画を求めること。

(政策案等の公表)

第4条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次の資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 政策等の案を作成した際の実施機関の考え方
- (3) 政策等の案に対する意見の提出期間、意見の提出先及び担当部署
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広く市民等から意見を求めるに当たり実施機関が必要と認める資料

【考え方】

(第1項関係)

- ・ 公表に当たっては、市民のみなさんがその内容を十分理解できる内容、表現に努めます。
- ・ 附属機関等設置の場合は、審議過程に、手続を実施し、寄せられた意見を検討資料として附属機関等に提出することとします。ただし、第3条第2項第5号の規定のとおり、意思決定過程の特例として附属機関等の審議過程において、手続と同等の効果を得られると認められる他の方法により意見聴取を実施する場合は、実施する必要はないものとします。

(第2項関係)

- ・ 政策等の案と併せて公表する資料は、(1)～(4)に掲げるものとします。条例案であれば、条文ごとに考え方をまとめたもの等を想定します。いずれも実施機関が判断して公表します。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ市広報及び市のホームページに掲載するなどして、広く市民等に周知するものとする。

【考え方】

(第1項関係)

- ・ 市広報（広報みずなみ）は政策等の案の周知に効果的ではありますが、紙面の制約があるため、十分な情報提供ができないことが予想されます。よって、広報みずなみには案の名称、意見の募集期間、資料の閲覧場所、市ホームページ（当該パブリックコメント募集ページ）の二次元コード等を掲載することとし、公表については、実施機関の担当窓口における閲覧及び配布、市ホームページへの掲載を基本とします。

その他実施機関が適当と認める方法とは、パブリックコメント手続の対象となる案件に応じて、各コミュニティーセンター、幼稚園、公民館等において公表することとします。

(第2項関係)

- ・ パブリックコメントを実施する場合は、時間的に間に合わない場合など特別な事情がある場合を除き、広報みずなみ及び市ホームページに掲載することとします。

(意見の提出)

第6条 市民等による意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から概ね30日とし、実施機関がその都度定めるものとする。

2 意見の提出をしようとする市民等は、実施機関が定める意見提出期間及び意見提出方法に従い、意見を提出するものとする。

3 意見の提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

4 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び電話番号（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び電話番号）を明らかにするものとする。

【考え方】

(第1項関係)

- ・ 行政手続法が意見公募手続において30日以上を設けていること、意見をもらうための周知期間、意見提出の準備期間を考慮して、概ね30日を目安に意見を求めることとします。

(第2項関係)

- ・ 様式は問いませんが、標準様式を作成し公表することとします。

(第3項関係)

- ・ 意見の内容について改めて確認をする必要も想定されることから、メール・書面など記録として確認できるものとし、電話での受付はしません。ただし、視覚障害者による口頭の提案、外国語による提案などは職員等が筆記・翻訳するなど適宜対応に努めることとします。
- ・ 第5号の「実施機関が認める方法」とは、LoGo フォーム、宅配便等を想定しています。
LoGo フォーム作成については、令和4年10月18日付掲示板-電算関係マニュアル「LoGo フォームの作成簡易マニュアル」をご覧ください。

(第4項関係)

- ・ お互いに相手がだれであるかの確認のうえで建設的な意見をもらうため、また市民等として責任ある対応を求めるため、必要最低限の情報として住所・氏名・連絡先の明示していただきます。
- ・ 住所が市外の方については、併せて意見を提出できる主体（市内在勤・在学者又は利害関係者）であることを記入してもらうこととします。

(意見の取扱い及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の案について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて公表するものとする。

3 提出された意見が、瑞浪市情報公開条例（平成12年条例第1号）第6条に規定する非公開情報に当たるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第2項の公表方法については、第5条の規定を準用する。

【考え方】

(第1項関係)

- ・ 実施機関は、提出された意見を必ず採り入れるわけではなく、十分に考慮して政策等の決定に反映させます。
- ・ この制度は、行政とは異なる視点でいただいた意見を考慮しながら意思形成段階における政策等をよりよいものにするために意見を募集するもので、賛成・反対の意見の多さにより市の意思決定の方向を判断するものではありません。よって、多数意見も少数意見もひとつの意見として同じ取扱いとさせていただきます。

(第2項関係)

- ・ 実施機関は、提出された意見に対して、名前等の表記があるものについては必ず意見を表明するものとし、匿名のものには原則として意見を表明しませんが、意見内容の考慮は行い、反映が可能なものは公表します。
- ・ 意見表明は個別に回答はせず、まとめて公表することとします。回答は1回限りとし、表明した市の意見に対して再度質問があった場合も、原則として再度回答は行わないものとし、
- ・ 類似の意見は集約して公表することとします。また、賛否だけの意見で理由のないものについては、市の考え方を示すことができないので、そのような意見があった旨のみ公表します。

(第3項関係)

- ・ 意見表明にあたっては、個人情報保護の観点から意見をいただいた方の氏名、住所、電話番号

号を含め、瑞浪市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当する場合は公表しません。

- ・ 公序良俗に反するものなど公表することが不適切な意見については、その全部又は一部を公表しないこととします。

(第4項関係)

- ・ 意見の表明方法は、広報みずなみではスペースに限りがあるため掲載せず、市ホームページ、担当窓口等において公表することとします。

(実施状況の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、市のホームページ及び市広報に掲載し、これを公表するものとする。

【考え方】

- ・ 実施状況については、ホームページにおいて、募集中、結果公表中、実施予定のものに区分して、案件名、募集期間、問合せ先等をホームページで公表します。また、年1回広報みずなみにおいて前年度の実施状況を公表します。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【考え方】

- ・ この要綱に定めるもののほか、円滑な運営に必要な事項があれば、別に統一的なルールを定めます。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成19年7月1日以降に最終の意思決定を行う事項について適用する。

附 則 (平成27年12月25日告示第144号)

(施行期日)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

【考え方】

(第1項関係)

- ・ この要綱は、平成19年度から実施します。

(第2項関係)

- ・ この手続きは、一定の期間を要するため、政策等の意思決定過程の途中からこの要綱を適用することは困難であり、平成19年7月1日までに意思決定を行うものについては、適用しないこととします。ただし、この要綱の趣旨、目的に鑑み、できる限りこの要綱による手続きをとるように努めます。